

芳賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

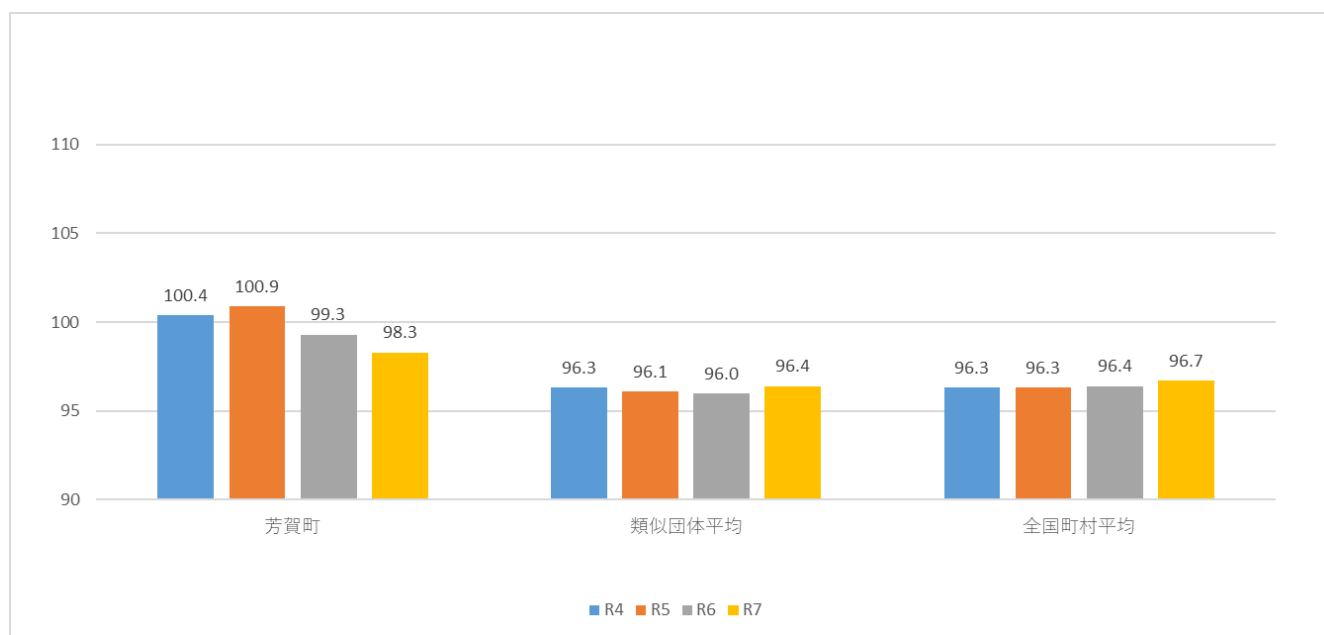
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 15,377	千円 8,917,310	千円 580,560	千円 1,600,573	% 18.0	% 17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
○年度	人 141	千円 531,068	千円 87,337	千円 221,597	千円 840,002	千円 5,957

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準4%に対し、芳賀町においても4%を支給。

(実施時期)

令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	4%	4%	4%
芳賀町の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芳賀町	41.2歳	3,254百円	3,942百円	3,500百円
栃木県	42.3歳	3,284百円	4,027百円	3,503百円
国	42.1歳	3,238百円	—	4,054百円
類似団体	42.8歳	3,239百円	3,772百円	3,491百円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
芳賀町	54.4歳	6	3,123百円	3,366百円	3,267百円	—	—	—	—
うち用務員	54.4歳	6	3,123百円	3,366百円	3,267百円	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	52.5歳	2,238百円	1.50
栃木県	53.2歳	210	2,915百円	3,282百円	3,011百円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829	2,881百円	—	3,306百円	—	—	—	—
類似団体	52.8歳	6	2,952百円	3,196百円	3,075百円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
芳賀町	56,189百円	—	—
うち用務員	56,189百円	30,733百円	1.83

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区	分	芳賀町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	213,600円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	192,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

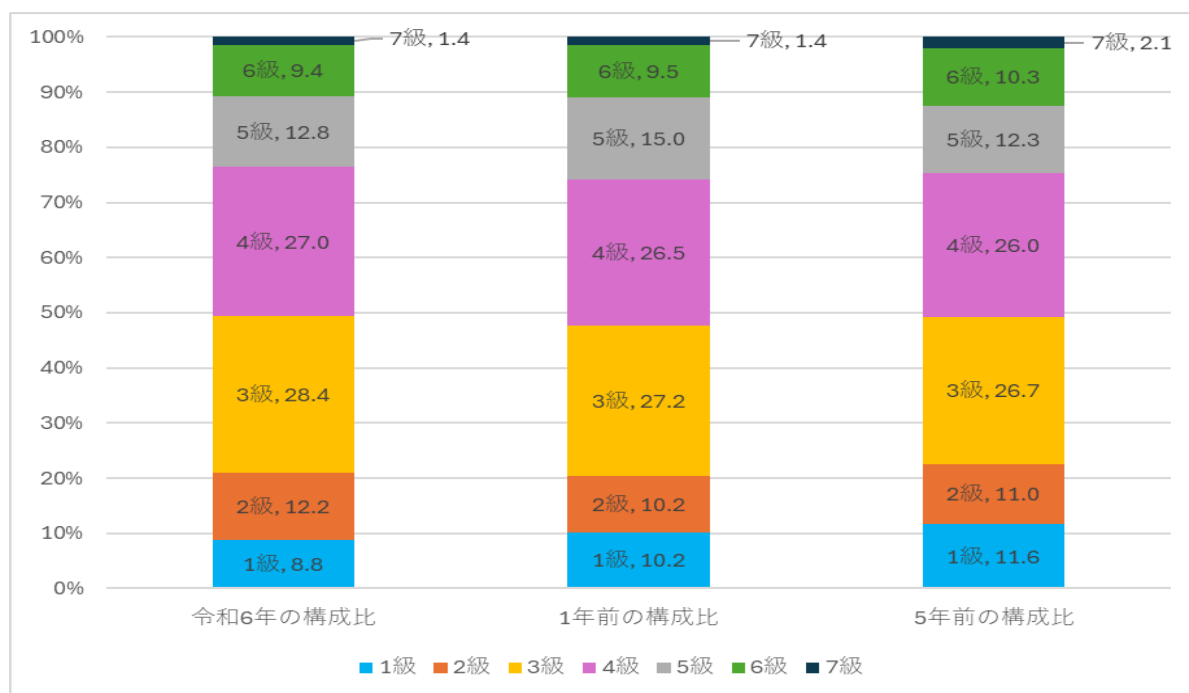
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,200円	360,800円	375,100円	385,000円
	高校卒	259,400円	320,200円	364,800円	377,200円
技能労務職	高校卒	240,900円	280,400円	290,800円	312,800円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

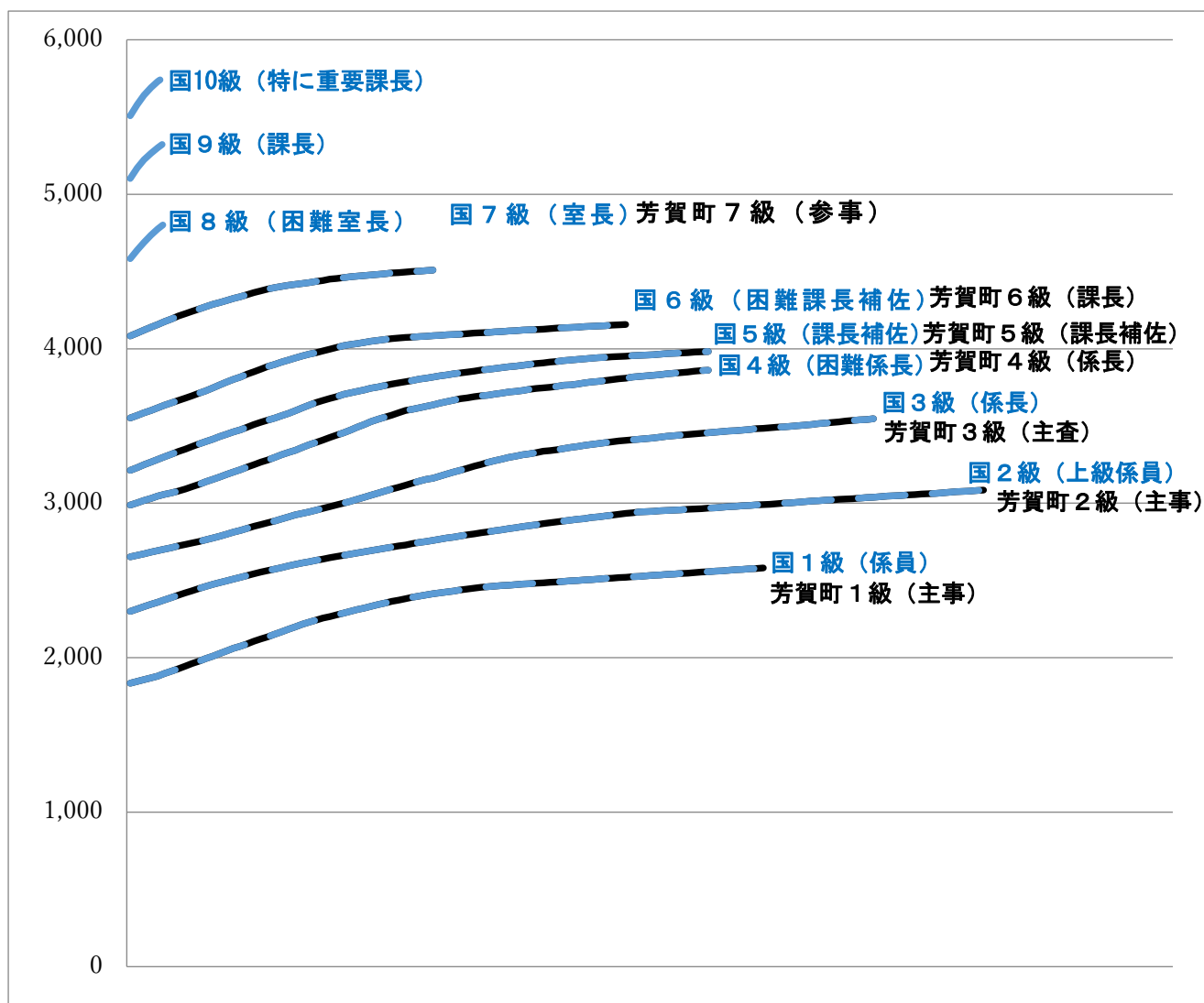
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事 主事補	13人	8.8%	183,500円	258,100円
2級	主事	18人	12.2%	230,000円	308,500円
3級	主任主査 主査	42人	28.4%	265,300円	354,700円
4級	副主幹（選考） 係長（選考） 主任主査	40人	27.0%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐（選考）	19人	12.8%	321,300円	398,200円
6級	課長（選考） 主幹（選考）	14人	9.4%	355,200円	415,700円
7級	参事（選考）	2人	1.4%	408,300円	450,900円
計		148人	100%		

- (注) 1 芳賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（芳賀町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芳賀町	栃木県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,624千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,777千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（芳賀町）

令和○年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

芳賀町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合	応募認定・定年	-		
	2,133千円	19,868千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	0%		
手当の種類（手当数）	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員及び 支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支 給単価
感染症の発生 予防、まん延防 止作業従事職 員の特殊勤務 手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第31条第2項に規定する感染症の発生予防、まん延防止のための消毒、駆除、生活用水の供給作業に従事したときに支給する。	0千円	従事した日1日につき 1,000円
行旅死人取扱 従事職員の特 殊勤務手当	行旅死亡人の埋葬処理作業に従事した職員に対し支給する。	0千円	行旅死亡人1回につき 3,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	63,269千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	498千円
支給実績（令和5年度決算）	63,387千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	480千円

(5) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(1)配偶者	6,500円	同	—	13,032千円	213,640円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円				
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円				
	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	6,500円				
	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円				
	(6) 重度心身障害者	6,500円				
	上記(2)のうち、配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人	10,000円				
	上記(3)～(6)のうち、配偶者及び(2)に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人	6,500円				
住居手当	借家の場合(家賃16,000円超の場合)	28,000円を上限	同	—	4,790千円	281,792円
通勤手当	自宅からの距離による	3,000円～16,500円	異	距離区分	11,323千円	86,434円
管理職手当	職位による	参事・課長・局長 56,000円		—	10,080千円	672,000円
管理職特別勤務手当	勤務1回による	課長職 5,000円		—	0千円	0円
宿日直手当	週休日等における日直勤務	4,400円 (年末年始) 8,800円		—	563千円	5,747円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	740,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000円 / 581,000円	
	副町長	600,000円	683,000円 / 538,400円	
報 酬	議 長	340,000円	381,000円 / 273,000円	
	副 議 長	280,000円	317,000円 / 221,000円	
	議 員	250,000円	299,000円 / 210,000円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(令和6年度支給割合) 3.50月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.50月分		
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式) 給料月額×勤続年数×0.42 給料月額×勤続年数×0.25	(1期の手当額) 14,918,400円 7,200,000円	(支給時期) 任期ごとに支給 任期ごとに支給
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

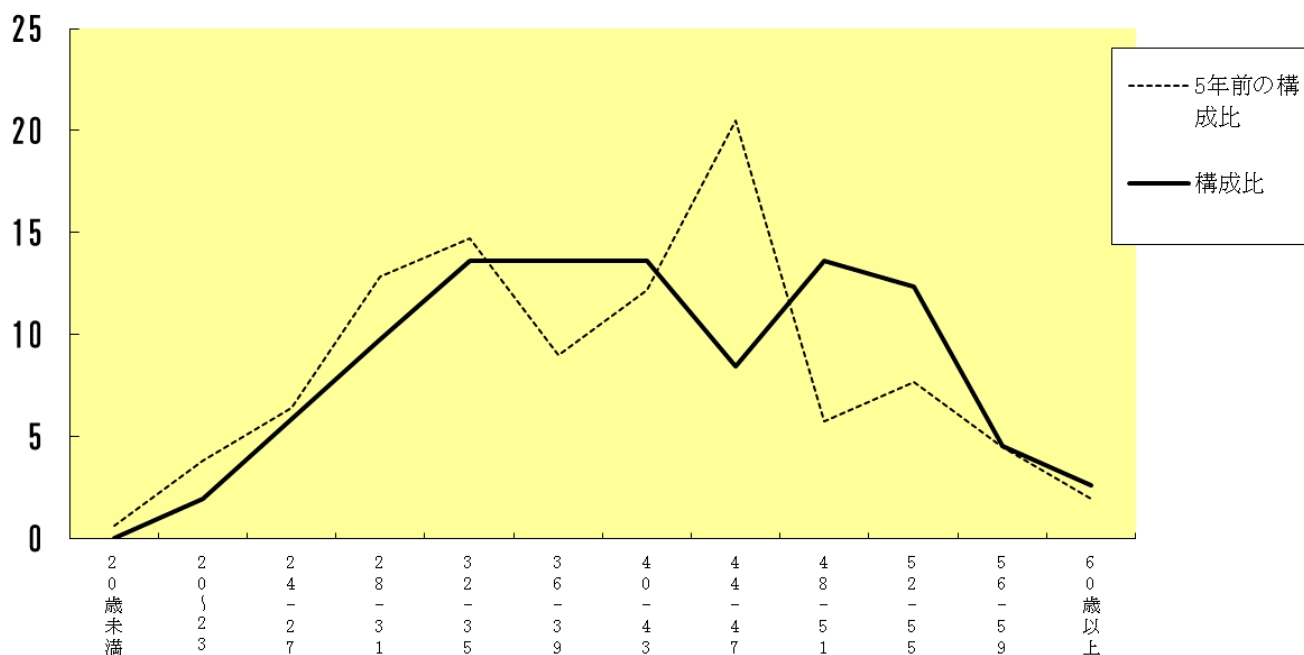
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	42	38	△ 4	育児休業の終了により各部門に異動となったことに伴う減
		税 務	10	10	0	
		農 水	10	10	0	
		商 工	5	6	1	シティプロモーション係新設に伴う増
		土 木	17	17	0	
		民 生	23	23	0	
		衛 生	11	11	0	
	計	120	117	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 76.09人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 75.72人)	
		教育部門	23	24	1	学校管理業務担当職員の増
	小 計	143	141	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 91.70人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 93.72人)	
公 営 企 業 等	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	8	10	2	介護保険担当職員及び後期高齢者医療保険 担当職員の増	
	小 計	11	13	2		
			154 [198]	153 [198]	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 99.50人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	15人	21人	21人	21人	13人	21人	19人	7人	4人	154人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	122	121	122	119	120	117	△5(0.04%)
教育	24	24	23	24	23	24	0(0.00%)
公営企業等会計計	11	10	11	12	11	13	2(0.18%)
総合計	157	155	156	155	154	154	△3(△0.02%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。